

ダブルセットポイントで割引規約（ほくでんガス for au）

第1条（本規約の適用）

- auエネルギー＆ライフ株式会社（以下「当社」といいます。）はこのダブルセットポイントで割引規約（ほくでんガス for au）（以下「本規約」といいます。）に基づき、第5条の定めに従い、同条第1項に定める本件契約者に對し、ダブルセットポイントで割引（ほくでんガス for au）（以下「本施策」といいます。）を実施します。
- 2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、auでんき需給約款、auでんき供給約款（関西電力・auEL）、auでんき供給約款（中国電力・auEL）、auでんき供給約款（北陸電力・auEL）、auでんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL）、auでんき供給約款（東京電力・auEL）、auでんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）、auでんき供給約款（北海道電力・auEL）及びauでんき供給約款（東北電力フロンティア・auEL）（以下併せて「auでんき約款」といいます。）、でんき契約約款、でんき契約約款（関西電力・auEL）、でんき契約約款（中国電力・auEL）、でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）、でんき契約約款（東京電力・auEL）、でんき契約約款（北海道電力・auEL）、でんき契約約款（北陸電力・auEL）及びでんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）（以下併せて「でんき約款」といいます。）、KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下KDDIと併せて「KDDI等」といいます。）のau（5G）通信サービス契約約款、au（LTE）通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款及びpovo1.0通信サービス契約約款並びにKDDI等のほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約、KDDI等のau Ponta ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。）及びKDDIのID利用規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます。）の定める「ガス標準約款」（以下「標準約款」といいます。）並びに「ほくでんガスプラン for au（一般料金）」「ほくでんガスプラン for au（F F 暖房給湯）（需給契約要綱）」及び「ほくでんガスプラン for au（家庭用セントラルヒーティング）（ホッと上手）（需給契約要綱）」（以下併せて「契約要綱」といいます。）に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約及びその効力発生時期を当社の指定するWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- 4 本規約本文のほか、関連規程及び当社が定める本規約に関する諸規程（当社が別に当社の指定するWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
- 5 本規約と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条（本規約の内容）

本規約は、ほくでんガスプラン for auサービス（「標準約款」及び「契約要綱」）に基づき、当社またはKDDI等の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金のKDDI等による立替払い等のサービスをいいます。以下「ガスサービス」といいます。）の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、auでんきサービス（auでんき約款に基づき、当社またはKDDI等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）またはでんきサービス（でんき約款に基づき、当社またはKDDI等の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、当社が、お客様のガスサービスに基づくガス料金（以下「本件ガス料金」といいます。）に応じ、本規約及びポイント

規約に定めるところに従い、Pontaポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容とします。

第3条（申込み）

お客さまがガスサービスの申込みを行った際に、同時に、本規約に承諾の上、本ポイントの提供を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）に申込みを行ったものとします。

第4条（契約の成立）

ガスサービス契約が成立した場合、ガスサービス契約者と当社との間で、本件契約も成立するものとします。なお、1のガスサービス契約につき、1の本件契約が成立するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適当と判断したときは、本件契約は成立しないものとします。

第5条（ポイントの付与）

当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が本ポイントを付与する日の属する月の前月の末日ににおいて、当社との間で本件契約を締結した者（以下「本件契約者」といいます。）のガスサービスとauでんきサービスまたはでんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当社は、第3項以降の各項の定めに従って、ガスサービスに係る「標準約款」又は「契約要綱」に定める算定期間における本件ガス料金（原料費調整額を除く。以下、「本件対象金額」といいます。なお、本件ガス料金と一体として請求されるかけつけプラス利用規約及びあんしん警報器プラス利用規約に定める利用料金は本件対象金額には含まれません。）に、還元率5%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。

2 当社は、auサービス（KDDI等の提供するau（5G）通信サービス及びau（LTE）通信サービスをいいます。）、UQ mobile通信サービスⅡ、povo1.0通信サービス、auでんきサービスまたはでんきサービスの利用に係る契約（ガスサービスの申込みを行った際に、ガスサービスに関する料金の請求先として当社が指定した契約に限ります。）と紐づけて管理されているau ID（KDDIが別に定めるID利用規約に基づき付与するものをいいます。以下「付与対象au ID」といいます。）に、ガスサービスに関する料金の算定期間ごとに本件付与ポイントを付与します。

3 本件契約者が付与対象au IDの変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。当社は、当該申出を承諾して付与対象au IDを変更した場合、当該変更日の翌日から、当該変更後の付与対象au IDへの本ポイントの付与を実施するものとします。ただし、毎月26日以降に付与対象au IDの変更がなされた場合、当社は、当該変更日の翌月から、当該変更後の付与対象au IDへの本ポイントの付与を実施するものとします。

4 前二項で定める付与対象au IDに対する本件付与ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに関する料金の請求月の月末までに行います。但し、ガスサービスに関する料金または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合または付与対象au IDの契約者が、KDDI等及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定めるau ID/Ponta会員ID連携規約に基づき、当該規約に定めるID連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、ガスサービスに関する料金の請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。なお、本件付与ポイントの付与時点で、付与対象au IDが有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。

5 「標準約款」16（使用量の算定）(1)に定める精算が発生する場合、第1項の定めにかかわらず、本件対象金額に精算額（原料費調整額を含む）を加えた金額（ただし、当該精算等にかかるガス量の見直し等により、ガス料金の算定期間における使用量が減少した場合、本件対象金額から精算額（原料費調整額を含む）を控除した金額とします。以下本項において同じとします。）に、還元率5%を乗じることにより得られた金額1円に対し1ポイントの本ポイントを付与するものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、本件対象金額に精算額（原料費調整額を含む）を加えた金額が1円未満の場合は、本ポイントは付与しないものとします。

第6条（本件付与ポイントの減算等）

当社は、本件契約者が、ガスサービスに基づきKDDI等が請求する金額又は当社もしくはKDDI等のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかつた場合、既に付与した本件付与ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。

第7条（本件契約の終了）

本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

- 2 前項に定める他、本件契約者のガスサービス契約が終了したときに、本件契約は自動的に終了するものとします。ただし、そのガスサービス契約の請求が行われている月については、本ポイントの付与を行います。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社は、本件契約者が第9条に違反した場合には、直ちに本件契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、その解除日が属する月をもって、付与対象au IDに対する本件付与ポイントの付与を終了します。

第8条（損害賠償）

当社は、本件契約者に生じた損害について、当該損害の発生月に付与された本件付与ポイント相当の金額を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならないものとします。

第10条（顧客情報の取扱い）

当社は、本規約の実施に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報について、本規約の実施に必要な範囲で利用します。

- 2 前各項に定める他、本施策に関して取得した本件契約者及び本件契約者の同居の家族に係る情報の取扱いについては、各社のプライバシーポリシーが適用されます。

auエネルギー＆ライフ プライバシーポリシー

<http://kddi-l.jp/X96>

KDDIプライバシーポリシー：

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

沖縄セルラープライバシーポリシー：

<https://okinawa-cellular.jp/corporate/disclosure/privacypolicy/>

第1 1条 (管轄裁判所)

本規約に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 実施期日

本規約は、2024年12月16日から実施します。

2. 本規約の実施にともなう切替措置

第5条（ポイントの付与）1および5に定める還元率は、2024年4月の検針日以降に使用されるガスに対して請求する本件ガス料金に適用するものとし、2024年4月の検針日の前日までに使用されるガスに対して請求する本件ガス料金に適用する還元率は、第5条（ポイントの付与）1および5にかかわらず、3%といたします。